

vol.44-8 (通算 497 号)

2014年11月号

やどかり

2014年11月15日発行

(毎月1回15日発行)

1987年12月19日第三種郵便物認可

発行人 公益社団法人やどかりの里

代表者 土橋 敏孝

〒337-0043

さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-686-9812

定価 50円(含会費)

他の者との平等の実現に向けて

～国連・障害者権利委員会を傍聴して～

障害者権利条約(以下、権利条約)の締約国となった日本だが、まさにこれからが本番だ。締約国になると2年以内に政府報告書を国連の障害者権利委員会(以下、権利委員会)に報告する義務があり、日本政府は2016年1月までに報告書をまとめることになる。また、NGOの障害関係団体も政府報告書に対する報告書(パラレルレポート)を出すことができる。それらの報告書に対し、権利委員会から締約国に事前質問書(List of Issues)が出される。締約国はその質問書を踏まえ、審査の準備を進める。こうした手続きを経て、締約国は権利委員会の審査を受ける。

2014年9月15日～10月3日、スイスのジュネーブにあるパレデウィルソン(国連高等人権弁務官事務所)を会場に第12回障害者権利委員会(CRPD)が開催され、日本からも10名余りの人が傍聴で参加した。やどかりの里の増田常務理事も日本障害フォーラム(JDF)の一員として、傍聴の機会を得た。

議場はさほど広くはなく、正面に議長席、その横には審査国の政府役人らが並ぶ。議長席の後方正面には英語を中心とした字幕が映し出されている。国際手話通訳、締約国の言語の手話通訳が配置され、会場内には8つの通訳ブースがあり、さまざまな言語の通訳をヘッドホンで聴くことができる。インターネット中継もあり、さまざまな情報保障が行われている。

CRPDの18人の委員は、選挙で選出されており、それぞれ担当の審査国がある。担当する委員は、審査国へ数回訪問し、その国の権利条

約の履行状況を把握する。その際には政府の報告だけではなく、NGOの障害関係団体の報告も重要視し、その国の履行状況を把握していくことになる。

今回傍聴したニュージーランド・韓国は、障害関係団体が連合体を組織し、サイドイベントを開催し、自国の障害者施策の課題を委員に伝えた。委員たちは政府の報告と障害関係団体の報告を聞き、審査を進めていく。

審査は、権利条約の条文に沿って進められ、政府の報告に対し、かなり突っ込んだ質問も行われる。「政府の報告と締約国の報告にずいぶんギャップがあるが、どういうことか」

「精神科病院への強制治療は権利条約違反である」「最低賃金以下で働く障害のある人の実態はどうなっているのか」「女性障害者への虐待や差別の状況は……」等々。権利委員会による質問と締約国の回答は、建設的対話と呼ばれ、問題を指摘することだけではなく、障害者施策を発展させていくことが意図されている。こうした一連の作業によって、権利条約の視点・水準でその国の障害者施策の状況をあぶりだすことになる。

その際に障害関係団体がまとまって、障害者施策の課題について、優先順位を意識しつつ、パラレルレポートをまとめ上げることが重要になる。障害者団体のまとまりの力が試されていく。権利条約の力を生かし、締約国日本の障害者施策を前進させていく絶好の機会としていくためには、これからが重要だ。